

第737回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和2年2月13日(木) 12時から

2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

3. 議 題 等（敬称略）

- (1) 税関ホームページへの自由化連絡帳の掲載について
阪口 統括審査官（通関総括第1部門）
- (2) クリームに係る特別緊急関税の発動について
永井 統括審査官（通関総括第3部門）
- (3) 関税率表解説及び国際分類例規の一部改正について
小林 首席関税鑑査官
- (4) 電動アシスト自転車の品目分類について
小林 首席関税鑑査官
- (5) 英国のEU離脱後（移行期間）における日EU・EPAの適用について
中澤 原産地調査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和2年3月10日(火) 12:00～**
開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

**税関**

Japan Customs

文字サイズ

+ 大きく

元に戻す

- 小さく

サイト内検索

検索

[ホーム](#)[海外旅行の手続き](#)**[輸出入の手続き](#)**[水際での取締り](#)[貿易統計](#)[カスタムスアンサー](#)[全国の税関](#)[函館](#)[東京](#)[横浜](#)[名古屋](#)[大阪](#)[神戸](#)[門司](#)[長崎](#)[沖縄](#)現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [輸出入申告官署の自由化について](#)

輸出入申告官署の自由化について

これまで貨物の輸出入申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に対して行うことを原則としていましたが、この原則を維持しつつ、平成29年10月8日以降、AEO事業者（AEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者）については、いずれの税関官署においても輸出入申告を行うことが可能となります。

この制度の実施により、AEO事業者においては、輸出入申告を行うことができる官署の選択肢が広がり、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減が可能となり、貿易の円滑化に資することが期待されます。

[輸出入申告官署の自由化\(制度の概要\)](#)

I. 制度概要

[輸出入申告官署の自由化の実施等に伴う実務上の事項について](#)

[輸出入申告官署の自由化【Q&A】](#)

自由化連絡帳 輸出入申告の自由化制度を利用して申告を行う際に、必要な各税関官署の部門ごとの担当業務、部門コード等の情報については、以下をご参照ください。

- **東京税関** [東京税関本関における通関処理体制の変更について【PDF:144KB】](#)
- [横浜税関](#)
- [神戸税関](#)
- [大阪税関](#)
- [名古屋税関](#)
- [門司税関](#)
- [長崎税関](#)
- [函館税関](#)
- [沖縄地区税関](#)

留意事項等 認定通関業者に係る申告官署の選択制の取扱い「認定通関業者に係る申告官署の選択制」については、自由化の実施に伴い、その取扱いを終了します。[資料【PDF:21KB】](#)

II. 参考

[輸出入申告官署の自由化 関係法令集](#)

(最終更新 平成30年6月1日)

[財務省関税局・税関の組織](#)[財務省関税局・税関の紹介](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)[施設等機関](#)[関税中央分析所](#)[税関研修所](#)[関税政策・税関行政](#)[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)[税関手続き](#)[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)[その他](#)[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

自由化連絡帳(東京税関)

2019/7/1

注)一部官署(本関(海上のみ)、大井、東航、成航(合行)、成航(南館))においては、輸出入申告官署の自由化(OS&A)06-4)に記載の申告をした時の「歳置税関部門」コードについて、あらかじめ税関で登録した特定の部門が払い出されることとなり、実際に検査又は貨物確認を担当する部門とは異なる場合がありますのでご注意ください。

官署	部門	官署コード	部門コード	電話番号		海上・航空	輸出・輸入	税番(品目) /検査貨物等	一般	98類	99類	緊急通関 貨物	特別通関 貨物	備考	通関担当 検査担当	対応可能時間帯	特記事項	
				外線(部門名)	内線													
本関	通関1		01			海上	輸入	00~21	○	○	○	-	-					
	通関2		02			海上	輸入	22~40	○	○	○	-	-	石油製品等移出				
	通関3		03			海上	輸入	41~71	○	○	○	-	-					
	通関4		04		03-3599-6318(通総5)		海上	輸入	72~97	○	○	○	-	-				
	通関5		05			海上	輸出	01~97	○	-	-	-	-	380、381(輸出入(自由化含む))				
	通関6		36			海上	輸入	00~97(自由化申告(維持申告を除く))	○	○	○	-	-	※自由化申告(維持申告を除く)を行う際は、あて先部門を「36」に上書きして申告してください			17:45~及び土日祝は 本関特通(部門コードは「68」)で対応	
	収納		06		03-3599-6335(許可係)		海上	輸入	-	-	-	-	-	定16				
	通総2		12		03-3599-6338		海上	輸出	-	-	-	-	-	定19023、定20				
	通総5		15		03-3599-6318		航空	輸出	-	-	-	-	-	定19023、定20				
	特通1~9		88				海上	輸入	-	-	-	-	-	展示品				
			55		03-3599-6645(特通)		海上	輸出・輸入	00~99	○	○	○	-	○	本類、381(本類)、石油製品等移出、薬用品輸入(大類)			17:45~及び土日祝は 本関特通(部門コードは「68」)で対応
			77				航空	輸出・輸入	00~97	○	○	○	-	○	少額、380、381(少額)、DOX、機用品輸入(少額)			
			40				海上	輸出	-	-	-	-	-	別送品				
		検査1		07			海上	輸出・輸入	本関設置分関検査担当 青海コンテナ検査センターにおける大型エックス線画像検査、 閉鎖検査担当	○	○	○	-	○				
	検査2		07			海上	輸出・輸入	城南島コンテナ検査センターにおける大型エックス線画像検査担当	○	○	○	-	○				必要に応じて対応 (開庁時間内に調整)	
	検査3		07			海上	輸出・輸入	本関設置分 選定・調整担当	○	○	○	-	○					
	検査5~7		07			航空	輸出・輸入	本関設置航空検査担当	○	○	○	-	○				空開庁時間に選定・調整を行う	
	機動検査		07			航空	輸出・輸入	-	-	-	-	-	-				空開庁時間に選定・調整・検査を行う	
東外	通総1		00			海上・航空	輸入	-	-	-	-	-	-	定16				17:30~及び土日祝は 東外特通で対応
	通関1		01		03-5665-3750(受理担当)	海上・航空	輸出	-	-	-	-	-	-	定19023、定20				17:15~、土12:00~及び日祝は 東外特通で対応
	特通		21			海上・航空	輸出・輸入	00~99、MF	○	○	○	-	-	380、381				月~日 4:00~23:00
	通総1		11			海上・航空	輸出・輸入	MF(輸入)	-	-	-	-	-	展示品				
	通総4		14			海上・航空	輸出	-	-	-	-	-	-	定19、定19の2-3、定20				
	収納		21			海上・航空	輸入	-	-	-	-	-	定16					
	通関1		01			海上・航空	輸入	01~16	○	○	○	-	-	380、381				

クリームに係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】クリーム（別表第1の6の3の項）に係る特別緊急関税の発動について

2020年1月31日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、クリーム（別表第1の6の3の項）に対して 令和2年2月1日から同年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動時のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和2年2月1日から使用可能となります。

【クリーム（別表第1の6の3の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
040140190†	0401401906	その他のもの
	0401400016	暫定法第7条の3発動時のもの
040150119†	0401501192	その他のもの
	0401500013	暫定法第7条の3発動時のもの
040150129†	0401501295	その他のもの
	0401500024	暫定法第7条の3発動時のもの

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 21.06 項 第 30.03 項	食餌（じ）補助剤	食餌（じ）補助剤について、第 21.06 項の既存の例示を詳細化すると共に、第 30.03 項（医薬品）に当該物品が除外される旨を追記することで、第 21.06 項（調製食料品）に分類されることを明確化。
第 39.23 項 第 39.24 項 第 73.23 項 第 87.16 項	移動式ごみ箱	車輪付きの移動式ごみ箱（戸外での使用向けのものを含む）は、第 87.16 項（その他の車両）ではなく、その他の家庭用品として、材質に基づき、例えば、第 39.24 項（プラスチック製のもの）や第 73.23 項（鉄鋼製のもの）に分類されることを明確化。
第 72.04 項	鉄鋼製品のくず	第 72.04 項の「(A) くず」の(2)の冒頭の記述「(…)、明らかに本来の用途に供することのできない鉄鋼の製品」の後に「及びその様な製品のくず」を追加し、「鉄鋼製の製品のくず」も包含する説明であることを明確化。

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）
分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2106.90 号	ビタミンを含有する調製食料品	ニコチンアミド（33%）を、食用脂肪酸のモノ及びジグリセリドから成るマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状の調製品で、食品や食餌（じ）補助剤に使用されるものについて、その他の調製食料品として、第 2106.90 号に分類（通則 1（29 類注 1(f)）及び 6）。
第 2309.90 号	ビタミンを含有する飼料調製品	スプレードライしたビタミン D ₃ （12.5mg/g）を、植物性タンパク質及びマルトデキストリンから成るマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状の調製品で、プレミックス、配合飼料等に使用されるものについて、その他の飼料用に供する種類の調製品として、第 2309.90 号に分類（通則 1（29 類注 1(f)）及び 6）。
第 2710.12 号	軽質油調製品	石油に高度な処理を施して得られた自動車用の燃料油（温度 210 度における留出量（体積分率）96%）で、芳香族炭化水素の含有量が全重量の半分以上を超えるものについて、軽質油の調製品として、第 2710.12 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2710.19 号	(1) 石油精製残留物を基とした調製品 (2) 石油調製品	石油精製残渣等から製造された定置式蒸気ボイラー及び工業炉用の燃料油（温度 210 度における留出量（体積分率）1%）で、芳香族炭化水素の含有量が全重量の半分以上を超えるものについて、その他の石油調製品として、第 2710.19 号に分類（通則 1 及び 6）。 石油に高度な処理を施して得られた船舶用燃料（温度 210 度における留出量（体積分率）1%）で、芳香族炭化水素の含有量が全重量の半分以上を超えるものについて、その他の石油調製品として、第 2710.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2936.23 号	ビタミン B ₂ （マトリックス中に均質に分散させたもの）	リボフラビン（80%）を、デキストリンのマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状物で、プレミックス及び配合飼料に使用されるものについて、ビタミン B ₂ として、第 2936.23 号に分類（通則 1（29 類注 1(f)）及び 6）。
第 2936.28 号	(1) ビタミン E の誘導体（二酸化けい素に吸着させたもの） (2) ビタミン E の誘導体（マトリックス中	トコフェロール酢酸エステル（50%）を二酸化けい素に吸着させた粉末状物で、プレミックス及び配合飼料に使用されるものについて、ビタミン E の誘導体として、第 2936.28 号に分類（通則 1（29 類注 1(f)）及び 6）。 トコフェロール酢酸エステル（50%）を、変性でん粉及びマルトデキストリンから成るマトリックス中にき

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
	に均質に分散させたもの)	め細かに分散させた粉末状物（流動助剤として二酸化けい素を1%含有）で、代用乳及び流動食に使用されるものについて、ビタミンEの誘導体として、第2936.28号に分類（通則1（29類注1(f)）及び6）。
第2936.29号	ビタミンB ₉ （葉酸）（マトリックス中に均質に分散させたもの）	葉酸（80%）を、デキストリンのマトリックス中にきめ細かに分散させた粉末状物で、プレミックス及び配合飼料に使用されるものについて、その他のビタミンとして、第2936.29号に分類（通則1（29類注1(f)）及び6）。
第3003.20号	(1) 動物用飼料に使用する調製品 (2) 動物用飼料に使用する調製品	マデュラマイシン・アンモニウム（0.75%）、ニカルバジン（8%）等から成る、家鶏のкокシジウム病の予防のために家畜飼料に特定の配合比で使用される、25kg袋入りの粉末について、その他の医薬品（抗生物質を含有するもの）として、第3003.20号に分類（通則1及び6）。 ロベニジン塩酸塩（10%）等から成る、家鶏のкокシジウム病の予防のために家畜飼料に特定の配合比で使用される、25kg袋入りの粉末について、その他の医薬品（抗生物質を含有するもの）として、第3003.20号に分類（通則1及び6）。
第3822.00号	溶血洗浄液	アジ化ナトリウム、りん酸塩及び界面活性剤を含む調製品（2Lのボトル入り）で、ヒト全血中のヘモグロビンA1cの測定のために、インビトロ診断試薬として、他の物質と組み合わせて使用されるものについて、診断用の試薬として、第3822.00号に分類（通則1）。
第3921.90号	プラスチック製の板（3層に積層したもの）	両外層が非多泡性のプラスチック、中間層がアルミはくの3層シート（ロール状）で、片面に印刷のあるものについて、アルミニウム製のシート（第7607.20号）ではなく、プラスチック製のその他のシートとして、第3921.90号に分類（通則1及び6）。
第3924.90号	プラスチック製の移動式ごみ箱	2つの車輪の付いた、容量120L又は240Lのプラスチック製のごみ箱（戸外で使用するもの）について、その他の車両（第8716.80号）ではなく、プラスチック製のその他の家庭用品として、第3924.90号に分類（通則1及び6）。
第7323.99号	めっきした鉄鋼製の移動式ごみ箱	2つの車輪の付いた、容量120L又は240Lのめっきした鉄鋼製のごみ箱（戸外で使用するもの）について、その他の車両（第8716.80号）ではなく、鉄鋼製のその他の家庭用品として、第7323.99号に分類（通則1及び6）。

主な改正の概要（令和2年3月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 9022.90 号	薄膜トランジスターフォトダイオード（TFT- PD）アレイパネル	数百万個のピクセルを有するガラス基板（高さ 40cm、幅 30cm）から成るパネルで、医療及び工業用のデジタル X 線検出器に使用されるものについて、X 線を使用する機器の部分品として、第 9022.90 号に分類（通則 1（90 類注 2（b））及び 6）。
第 9403.90 号	引き出しの側面部材で、ランナーを備えたもの	スライド式の引き出しを支えるように設計されたもので、ねじ溝及び切れ込みの付いた台座と 2 重壁構造の金属製の型材から成り、ランナー及び固定具の他、家具に引き出しを取り付けるための留め金具と共に提示されるものについて、家具の部分品として、第 9403.90 号に分類（通則 1 及び 6）。



税関

Japan Customs

文字サイズ

+ 大きく

元に戻す

- 小さく

サイト内検索

検索

ホーム

海外旅行の手続き

輸出入の手続き

水際での取締り

貿易統計

カスタムズアンサー



全国の税関

函館

東京

横浜

名古屋

大阪

神戸

門司

長崎

沖縄

現在位置: [ホーム](#) > [経済連携協定\(FTA/EPA\)\(関税・税関関係\)](#) > 英国のEU離脱後(移行期間)における日EU・EPAの適用について

英国のEU離脱後（移行期間）における日EU・EPAの適用について

2020年1月31日

英国・EU間で離脱協定が締結され、本年1月31日(金)をもって、英国はEUから離脱することとなります。同離脱協定に基づき、離脱後、一定の期間、「移行期間」が設けられ、同期間中は日本を含む第三国とEUとの間で締結している国際約束を含むEU法が英国に適用されます。

移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について、以下のとおりお知らせします。

(移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について)

移行期間中は、引き続き日EU・EPAが英国に適用されます。

したがって、移行期間中、日本に輸入される英国産品については、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となります。

同様に、同期間中に英国に輸入される日本産品についても、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となります。

なお、英国・EU間で成立した離脱協定においては、移行期間は2020年12月31日(木)までと規定されています。

日本の税関手続等に関するご相談はお近くの税関相談官までお気軽にどうぞ。お問い合わせ先は[カスタムズアンサー9301「税関相談官の問合せ先一覧」](#)をご覧ください。

英国において行う輸入手続については、英国税関(HMRC: Her Majesty's Revenue & Customs)にお問い合わせ下さい。



財務省関税局・税関の組織

- > [財務省関税局・税関の紹介](#)

- > [税関所在案内](#)

- > [所管の法人に関する情報](#)



施設等機関

- > [関税中央分析所](#)

- > [税関研修所](#)



関税政策・税関行政

- > [所管法令等](#)

- > [特殊関税](#)

- > [審議会・研究会](#)

- > [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

- > [国際機関\(WTO・WCO\)](#)

- > [地域協力\(APEC\)](#)

- > [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

- > [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)



税関手続き

- > [手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

- > [各種様式及び記載要領](#)



その他

- > [情報公開・個人情報保護](#)

- > [パブリックコメント](#)

- > [調達情報](#)